

明治大学と学外機関との共同研究に関する要綱

2007年3月6日制定

2006年度例規第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究・知財戦略機構規程第3条第3号及び第5号の規定に基づき、明治大学（以下「本大学」という。）と民間事業者等学外諸機関（以下「学外機関」という。）との共同研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、共同研究とは、本大学が学外機関から研究者、研究費等を受け入れて、本大学の教職員と学外機関の研究者において共通の研究課題について共同で行う研究をいう。

(受入基準)

第3条 共同研究の受入れは、本大学における研究活動の発展及び知的財産の社会への還元に寄与し、かつ、「明治大学社会連携ポリシー（2004年10月26日理事会承認）」に反しない場合に限るものとする。

(申請)

第4条 本大学の教職員と共同研究の実施を予定している者は、必要事項を記載した所定の申請書を研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出するものとする。

(決定)

第5条 機構長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、共同研究の諾否を決定するとともに、当該共同研究の実施を予定している本大学の教職員（以下「研究担当者」という。）の所属する学部長又は部署長（以下「所属長」という。）に対し、遅滞なく、その結果を通知しなければならない。

(契約)

第6条 共同研究の契約（以下「契約」という。）は、理事長と学外機関との間で締結するものとする。ただし、理事長は、契約に関する権限を機構長に委任することができる。

2 締結された契約の内容について重大な変更又は当該契約の更新を行う場合には、機構長を経て、理事長の承認を得なければならない。

(研究費の納入)

第7条 学外機関は、契約締結後、速やかに、定められた研究費を学校法人明治大学（以下「法人」という。）に納入しなければならない。

2 いったん納入された研究費は、返還しない。ただし、やむを得ない理由により、理事長の承認を得たときは、当該研究費の全部又は一部を返還することができるものとする。

（管理手数料）

第8条 法人は、原則として、納入された研究費の10パーセントに相当する額を管理手数料として徴収する。

（研究費の支出及び清算）

第9条 研究費の支出及び清算は、所定の方法によって行うものとする。

（共同研究等の中止）

第10条 機構長は、共同研究の実施過程において、特別な理由のために、契約を履行しがたいものと認めたときは、学外機関と協議の上、当該共同研究を中止することができる。

2 機構長は、前項の規定により、共同研究を中止したときは、速やかに、中止の理由及びその処置について、理事長及び当該所属長に報告しなければならない。

（研究成果の報告及び公表）

第11条 研究担当者は、共同研究の期間終了後、当該研究成果について、機構長及び学外機関に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告された研究成果は、原則として、研究担当者によって、公表されるものとする。ただし、公表の時期については、研究担当者と学外機関との協議の上、決定するものとする。

（物件等の帰属）

第12条 研究費によって調達され、又は製作された物件等は、契約に別段の定めのない限り、法人に帰属するものとする。

（知的財産権）

第13条 契約の履行に伴って生じた知的財産権に係る権利の帰属については、研究・知財戦略機構と学外機関との協議の上、決定するものとする。

（事務）

第14条 この要綱に関する事務は、研究推進部が行う。

（要綱の改廃）

第15条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

附 則（2006年度例規第23号）

この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
（通達第1511号）

附 則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。
（通達第1563号）（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（2009年度例規第1号）

この要綱は、2009年（平成21年）4月15日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日以降の申請から適用する。

（通達第1792号）（注 共同研究の実施申請及び決定手続の変更に伴う改正）

附 則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

（通達第1808号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）